

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年度（2023年度）第1回（定例会）

署名人 二 木 志 保

教育長 山 城 良 嗣

開催日時 令和5年（2023年）4月12日（水）

開会 午後2時15分

閉会 午後3時29分

開催場所 那覇市役所12階 第1研修室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員、

〔事務局職員〕

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、稲森恵子副参事、大城孝史副参事、又吉剛主幹、幸地英子主幹、
棚原咲子主査、松井都矢子主査、上原晃仁主任主事

（生涯学習課）松田信男課長、久場祐介主幹、小濱加廉主事

【学校教育部】名嘉原安志部長、石川泰江副部長

（学校教育課）松原伸一課長、備瀬純子副参事、運天弘和管理主事、仲村海主任主事

議事日程 ・日程2及び3は、非公開案件。ただし、日程2は委員の委嘱後に公開。

1 議案第1号 第4次那覇市子どもの読書活動推進計画について【生涯学習課】

2 議案第2号 那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について【総務課】

3 報告1 教育長が臨時代理したことについて【学校教育課】

※県費負担教職員の内申

4 報告2 教育長が臨時代理したことについて【総務課】

※那覇市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則

5 報告3 教育長が臨時代理したことについて【総務課】

※那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

6 報告4 那覇市議会令和5年2月定例会における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について

【総務課】

山城教育長 それでは時間となりましたので、令和5年度第1回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が2件、報告4件となっております。議事録の署名は、二本委員にお願いいたします。これより審議に入ります。

議案第1号「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画について」を議題といたします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 議案第1号「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画」、第4次那覇市子どもの読書活動推進計画を策定するので、この案を提出いたします。概要、内容については、生涯学習課から説明させていただきます。

山城教育長 生涯学習課 松田課長、お願いします。

松田課長 生涯学習課の松田です。よろしくお願いいたします。第4次那覇市子どもの読書活動推進計画(案)について、ご説明をさせていただきます。まず子どもの読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づいて策定しております。本市では、第1次計画を平成18年2月に策定し、第2次計画を平成5年3月に策定しております。第3次計画が平成30年度から令和4年度までの5か年計画となっており、最終年度となる令和4年度には、第4次計画の策定にあたり検討協議を重ねて参りました。

第4次計画(案)につきましては、1月18日の教育委員会会議において協議として提出させていただき、2月1日には社会教育委員の会議においてご意見等をいただきました。いただいたご意見の中では、学校図書館の本の充実のための予算確保に努めてほしいという声や、小中学校の状況を確認できる資料の収集にも取り組んでもらいたいなどのご意見がございました。また、1月20日から2月21日までパブリックコメントを行いましたが、ご意見等は特にございませんでした。お手元の資料の(案)につきましては、計画の内容としましては、前回、1月18日に協議していただいた際の(案)の内容からは、大きく変更した点はありません。計画の7ページをご覧ください。

こちらのページには、本計画の体系図がございます。計画の構成といたしましては、基本理念の基、5つの基本方針を掲げ、家庭・地域・学校などにおける、それぞれの取り組みが示されている内容となっております。取り組みの内容としましては、前計画と大きく変わる所はありませんけれども、新たな指標を設定するなど、より実態に即した取り組みを加えています。尚、計画は令和5年度から令和9年度までの5か年計画となっています。以上が、第4次那覇市子どもの読書推進計画(案)についての内容の説明になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま生涯学習課のほうから説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 意見ではないのですが、中央公民館で読み聞かせのボランティアの養成講座を少し

前まで、やっていたと思うんですけど、この養成講座で養成していただいたボランティアさんが小学校の読み聞かせをする際に、そこの橋渡しもしてくださるんですよ。公民館のほうから、この地域で、子どもの読み聞かせをしたいというボランティアさんが居ますということで、小学校に電話がかかって来て、つないでいただけるという。それで城岳小学校は2人位定着した方がいらっしゃるので、コロナになって、少し、外部からも止まっているので、今、まだ止まっていると思うんですけど、これから、1人でも、2人でも、とても助かるので。しかも、選本とか、子どもの発達段階に応じた本をきちんと選ぶという目を持った方がいらっしゃるので、とても助かっています、これは本当にありがとうございます。

山城教育長 ほか、どうですか。二木委員、お願いします。

二木委員 私にとっては、デージー図書というのは、初めて聞く言葉だったので、初めてわかったんですが、視覚障がいのある方が主だったようですね、最初は。それが発達障がいの方にも有用だという、それと考えると見れば、お年寄りなんかでも、かなり有効だと思うんですが、どのくらい、皆さんが使っているのか、実状など分かりましたら教えてください。

山城教育長 どうですか。デージー図書の利用状況、資料がありますか。お願いします。

小濱主事 利用状況の資料につきましては、今、手元にはないんですが、デージー図書の蔵書数、数自体は年々増えているんですが、貸出数が伸び悩んでいることが課題としてあります。これを指標にもあるんですが、5年間でデージー図書の貸し出し数を伸ばそうということで、各小中学校に図書館の職員が出向いて、貸し出しと、使い方はどんなふうにできますよというふうな説明を、今、小学校の図書館の司書の方に説明しに行くということを取り組んでいます。持っている物自体は、年々増えているんですが、その5年間で貸し出しのほうも、現状から延ばして行こうということで、課題として取り組んでいるところです。

山城教育長 二木委員、どうぞ。

二木委員 中央図書館に、ものがあって、そこから地域の学校であるとか、貸し出しを希望する方へ貸し出しているんですか。

小濱主事 貸出の希望があれば、分館を経由したり、直接、中央図書館から貸出することもできます。

二木委員 何か、CDROMのような形ですか。

小濱主事 いろいろ種類がありまして、機械を使って見るものや、音声だけで聞くものなど、種類はいろいろあります。

二木委員 PRをよろしくお願いします。

松田課長 今、手元の資料ですけれども、令和2年度の貸し出し数が33件、令和3年度が35件ということで、先程、担当からも説明があったように、デージー図書の種類、在

庫数は増えているけれども、実際、使っていただくというところが課題というところで、この推進計画のもとで貸し出し数を伸ばして行きたいというふうに、図書館でも考えているところです。

山城教育長 データの入ったディスクを貸出するのではなくて、機械を貸出することですか。

小濱主事 貸出するのは、ディスクの。

稲福部長 学校のほうでも、子ども達が使っているタブレットで見れないということで、機械によって見える見えないということがあるということで、いろいろ工夫していて、教師用のパソコンで出来ないか、従来のパソコンで出来ないか、今回、調整していこうということで、司書の先生方にセールスを、今、している状況です。まだ反応が悪いものですから、ここをもう少し開拓して行こうということで、中央図書館が、今、動いている所です。

山城教育長 使い勝手を良くするためには、気軽に再生できるとか、そういうシステムが必要になって来るんじゃないかなと思いますね。

稲福部長 パソコンが一緒になると、大きくなってるので移動が不便とか、いろんなことがあります、CDだと直ぐできるんですけど、学校にそういう機材でマッチングするのがあれば出来ますので、今、ちょっと調べている所です。

山城教育長 電子図書館とかというようなものとリンクさせるというようなことができれば、もっと面白いですよ。

稲福部長 電子の場合は、電子図書館用の図書ということでつくられていて、又、違いますので、既存のものとマッチングできるかという、ちょっとないような気がします。

仲本委員 これは、やっぱり、ちょっと配慮が必要な方に有用という感じですかね。

稲福部長 本が読めないところを、音声で出て来るとか、文字が大きくなったりとか、そういう形です。

仲本委員 LDのお子さん達とか、読みに少し障がいのある方ですね。

稲福部長 児童放課後クラブ、そういう所についても、呼び掛けしようということで、今、広げる形を検討しているところです。

山城教育長 よろしいですか。ほかに、ご質問、ご意見等ございますか。ないようですので、議案第1号「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは議案第1号「第4次那覇市子どもの読書活動推進計画について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

それでは続いて会議の非公開について諮りたいと思います。議案第2号は個人に関する情報が含まれるため、又、報告1は人事に関する案件のため、非公開とすること

が適当であると思われます。但し、議案第2号の会議録は委員の委嘱後に公開したい
と思います。議案第2号及び報告1を非公開としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことです。それでは議案第2号及び報告1を非公開といたします。
関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 それでは、これより審議に入ります。議案第2号「那覇市教育事務点検評価委員の
委嘱について」を議題といたします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 議案第2号「那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について」、提案理由、那覇市教
育事務点検評価委員の委嘱について、委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必
要があるので、那覇市教育事務点検評価委員会規則第3条の規定に基づき、この案を
提出いたします。内容につきましては、担当課より説明いたします。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 ご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。那覇市教育事務点検評価委員
会規則第4条によりますと、委員の任期は2年となっております。又、再任されるこ
とができるとなっております。今回は、委員全員が2年を満了しております。又、そ
のうち、お二人の委員が3期を終了し任期満了となっております。以上が、1ページ、
2ページのほうでございます。

委員は、同規則第3条に記載がございますように5人以内で組織し、教育に関し学
識経験のある者、その他教育委員会が適当と認める者となっております。教育事務点
検評価を行うにあたって、学校教育、社会教育・スポーツレクリエーション、家庭教
育・青少年教育の3つの分野から、それぞれの委員を委嘱する案となっており、引き
続き2期目として3人の委員を再任し、新たに、お二人の委員を委嘱するため、この
議案を上程しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等
ございますでしょうか。5人のうち3人が、再任、2期目に入る。お二人が3期終了。
2期を終了でしたか。

平良課長 3期を終了したということです。

山城教育長 3期を終了したということで、新たにお二人、委員としてあがっているというこ
とです。それでは、特に、ご質問等ないようですので、議案第2号「那覇市教育事務点
検評価委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことです。議案第2号「那覇市教育事務点検評価委員の委嘱につ
いて」は、原案のとおり議決いたしました。ありがとうございました。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

山城教育長 非公開を解きます。報告2に移ります。報告2「教育長が臨時代理したことについて」の説明をお願いします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告2「教育長が臨時代理したことについて」、報告理由について、ご説明します。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例が令和5年3月23日に公布され、令和5年4月1日より施行されました。教育委員会におきましても、新たな条例の施行に合わせて、那覇市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を令和5年4月1日より施行する必要がある、教育委員会会議にする付議する暇がなかったため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項により臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し承認を求めるので、報告いたします。詳細につきましては、担当課より説明いたします。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 ご説明いたします。個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されました。その改正によりまして、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条令によって運用されてきた個人情報の取り扱いが同一の法の規定により取り扱われることとなりました。地方公共団体の個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなりました。本市における個人情報の取り扱いにつきましては、これまで那覇市個人情報保護条例に基づき、運用して参りましたが、令和5年4月1日から本法律の適用を受けることに伴いまして条例を全部改正し、那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定しております。併せて教育委員会においても、新たに制定した条例等と同様の取り扱いをするために、当該条例の制定に併せ、那覇市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則を制定したものでございます。教育委員会会議に付議する暇がなかったため、教育長の臨時代理により制定をいたしております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 この3ページに付いている那覇市個人情報保護条例施行規則は廃止になるということですか。これは廃止になって、今回、法律施行の細則ということで、これは新たに施行されるものなんですね。細則で。

山城教育長 よろしいでしょうか。ほか、ご質問等ございますか、本仲委員、お願いします。

本仲委員 この改正は、学校現場にどのように関連するのですか。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 お答えいたします。今迄、条例であったものが、皆、同じ法で、同じルールでやり

ましようということになっておりますので、特に大きな変化というものはございません。只、そのままで、こういった個人情報を保有しているかというようなことを整備して行くというところがございますので、変わったというところで申し上げますと、例えば、個人情報のファイル、こういう個人情報は持っていますよとか、そういったものの作成というのが、少し出てきます。学校現場に限らず、全ての所属のほうで出てきます。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 例えば、支援記録簿などは、影響してくるのか。

山城教育長 支援記録簿等に、何か、取り扱いは。

平良課長 お答えいたします。支援記録簿自体の内容に、影響があるということではなく、その管理の仕方、個人情報の支援記録簿というファイルを持っていますよというような、管理簿みたいなものを作成して管理するというような扱いになります。

本仲委員 学校現場への適切な指導助言、お願いします。

稲福部長 今迄は、各部署で個人情報を持っている時には、我々は、この情報を持っていますよということで、情報開示センターに報告をしないといけなかった。そこで、どれだけの情報を持っていると把握しないといけないんですが、法改正に伴って、これは出す必要はなくなって、各部署で、何々を持っていますということでファイルを持っておかないといけないと。出すことが変わったということで、自分で作って持つておくことに変わっています。持っている情報の運用は、変わりません。あまり影響はないです。

山城教育長 ほか、ありますか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 これ、何か、PTAに、何か、影響がありますか。PTAは、別に、学校から、今は、もう、情報をいただくということをしてないですし、学校に個人情報を提供することともしてないんですけど。PTA独自で、連絡を交換し合うという形でやっているのですが。

山城教育長 お願いします。

大城副参事 大きな変化はないと思うんですけども、万が一、開示請求をする際、その辺りの流れというところが、今迄の条例の定めにあったところが、新たな施行細則によるところで、新たに定められる条例に基づいてやって行かないといけないというところで、若干、違いがあるかと思えます。

山城教育長 よろしいですか。

仲本委員 ちょっと心配になりました。ありがとうございます。

山城教育長 ほか、どうですか。それでは報告2「教育長が臨時代理したことについて」は、承認としてよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、報告2「教育長が臨時代理したことについて」は、承認いたします。ありがとうございました。

それでは報告3に移ります。報告3「教育長が臨時代理したことについて」の説明をお願いします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告3「教育長が臨時代理したことについて」、報告理由、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任と及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、令和5年度から施行する職員の定年年齢引き上げ及び那覇市個人情報保護条例の廃止等に伴い引用する規定について、それを整備する必要があったため、同規則を令和5年4月1日施行するため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し承認を求めます。内容につきましては、担当部署より説明いたします。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 ご説明いたします。教育委員会規則につきましては、教育委員会会議に諮り決議する必要がありますが、今回、市長事務部局との調整に時間を要したため、教育委員会教育長の臨時代理により規則を修正いたしました。ご説明いたしますと、資料の6ページをご覧ください。教育委員会のほうでは効率的事務の執行のために教育委員会の権限に関する事務について、市長事務部局へ委任及び補助執行している事務が幾つかございます。今回、主な改正の委任事務でございますが、表の1「給与事務」及び3「個人情報開示請求の事務」となっています。個人情報関連につきましては、報告2のほうで報告いたしました法の関わりと連動しており、今回の改正となっております。詳細につきましては、担当のほうからご説明いたします。

山城教育長 お願いいたします。

幸地主幹 今回の改正の主な点につきまして、市長事務部局に委任している給与事務及び個人情報の開示請求等に関する事務となっております。まず4ページの資料をご覧ください。これは令和3年8月に総務省のほうが示した資料となっておりますが、令和5年度から定年年齢が61歳となり、2年ごとに1歳ずつ引き上げられ、最終的には令和13年度に65歳定年となります。定年引上げに併せて令和5年4月1日以降に60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の再任用として採用することが出来る定年前再任用短時間勤務制度が新たに導入され、現行の再任用制度が暫定再任用制度に移行します。例えば、資料2のほうですね。下から7番目になります。昭和37年4月2日から38年4月1日生まれの職員については、令和4年度で60歳に達し、定年退職となりますが、希望する場合は令和5年度から65歳となる令和9年度まで暫定任用職員として勤務することができます。次の行ですね。昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの職員については、定年引上げに伴いまして定年年齢は61歳となります。希望する場合には61歳定年退職後に65歳となる令和1

0年度まで暫定再任用職員として勤務することができます。又、新たな制度、定年前再任用短時間勤務制度により、61歳の定年退職を待たず60歳で退職し、定年前再任用短時間勤務として勤務することもできます。このように令和5年度以降の新たな任用形態に合わせて規則改正を行いました。

3ページの資料1、上の表をご覧ください。定年引上げに伴う給与事務に関する事務委任に規定する職員の新旧比較となっております。左側が改正前、右側が改正後となっております。具体的には、これまで常勤職員、再任用職員、会計年度フルタイム勤務職員の給与事務を委任するとしていたものから再任用職員を削除し、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を追加し、給与事務を委任するとした改正となっております。

又、個人情報に関しましては、これまで国や地方公共団体、民間事業者ごとに、個人情報保護法や個人情報保護条例といった複数の法制度が存在する形が取られていましたが、令和5年4月より同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。これまで個人情報の開示請求等の受付受理業務に関しては、那覇市の条例を根拠とし、市長事務部局に委任しておりましたが、条例が廃止されることに伴い、個人情報の保護に関する法律に基づく事務として、規定しなしております。基づく法令は変わりますけれども、委任する内容についての変更はないということになります。参考までに、3ページの資料1、下の表が個人情報開示請求等の事務委任に規定する条項の新旧比較となっております。

又、壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱につきましては、これまで博物館法と壺屋焼物博物館条例に基づく委嘱としておりましたが、博物館法に基づく委嘱につきましては、壺屋焼物博物館条例の中で、既に規定されているということがありますので、この条文からは削除しているということになります。以上、規則の改正内容について、ご報告させていただきました。

山城教育長 ただいま総務課のほうから説明がありました。この件に関して、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 細くなるんですけど、3ページの、今、説明いただいたものですけど、暫定再任用職員フルタイム勤務というのが、2か所にあってですね。これ、何か、違いがあるんですかね。

幸地主幹 同じものです。どちらか、入れなくても良いかということでの話も、この調整の中でありました。只、常時勤務を要するものとしては、正職員と暫定再任用職員のフルタイム勤務がありますよというところと、那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例付則第3条第1項・第2項も、この暫定再任用職員のフルタイム勤務に当たりますよというところに残していた方が分かりやすいということで残しています。

山城教育長 よろしいですか。ほか、どうですか。特にないようですので、それでは報告3「教育長が臨時代理したことについて」は、承認してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、報告3「教育長が臨時代理したことについて」は、承認いたします。ありがとうございました。

それでは続いて報告4に移ります。報告4「那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について」の説明をお願いします。生涯学習部 稲福部長、お願いします。

稲福部長 報告4「那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について」、報告内容としましては、那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況を報告させていただきます。内容につきましては、担当課よりご説明させていただきます。

山城教育長 総務課 平良課長、お願いします。

平良課長 それでは、那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について、ご説明します。会期は令和5年2月8日から3月17日までの37日間で行いました。会期中、2月14日から21日まで代表質問・一般質問、22日には議案等に対する質問が行われました。資料を3枚捲っていただきまして、頭に課別答弁状況一覧とございます表をご覧ください。

教育委員会関連の質問につきましては、94件の質問がございました。今回の2月定例会は前年に比べ、非常に多くの質問がございました。一つの質問に対しまして複数回対応している部分もございます。主な内容について、ご説明させていただきます。

まず生涯学習部でございます。生涯学習部全体に14件の質問がございました。各課の状況についてご説明いたします。総務課は2件の質問がございました。新真和志複合施設における中央図書館の構想と市立図書館のあり方について、又、図書館司書の資格を有する職員の配置と雇用形態、処遇についての質問がございました。

生涯学習課は3件、そのうち市民体育館、公民館、学校等でネットワーク回線の需要についての質問があり、それぞれの施設の状況について答弁しております。又、国際化に向けた市民の語学学習の機会提供の進捗についての質問では、人材育成支援センターまーいまいNahaの外国語講座の状況について答弁しております。

次に市民スポーツ課でございますが、スポーツの振興、観光、経済発展等についての質問が2件ございました。那覇市スポーツ推進計画に基づく取り組み内容に関連して、奥武山体育施設、漫湖公園市民庭球場の機能強化等について答弁しております。

続きまして施設課でございます。3件の質問がございました。学校施設の安全確保、耐震化の取り組みの中で耐震化について質問がなされ、令和4年度末には耐震化100%行うことを答弁しております。中央公民館は1件、首里公民館ホールの音響の状

況について質問がございました。

最後に中央図書館でございます。3件の質問があり、図書館へのサイバー攻撃に関して、その後の対応状況について答弁しております。以上が生涯学習部でございます。

次に学校教育部に移ります。学校教育部には80件の質問がございました。まず学校教育課でございますが、全部で63件の質問がございました。特に教職員の働き方等に関する質問が多くあり、内容といたしましては、多忙化解消に向けた取り組み、労働安全衛生管理体制やメンタルヘルスの対策に関連した内容、担任不在の学級への対応について等の質問がございました。その他、特別支援教育について学級の状況等、コミュニティスクールや平和教育、夜間中学等、学校教育に関わる質問が多岐にわたってございました。

続いて学務課でございます。5件の質問がございました。就学援助制度の概要、入学準備金や就学援助の支給科目の追加、就学援助の拡大について等、全て就学援助に関する質問でございます。

学校給食課でございます。7件の質問がございました。うち5件は今後の学校給食費の無償化についての質問でございました。他に食育の取り組みについて質問がございました。

次に教育相談課でございますが、2件の質問がございました。不登校児童生徒の状況や支援に関する質問でございました。不登校児童生徒と長期欠席児童生徒の定義やその人数についての答弁をいたしております。

最後に教育研究所でございます。GIGAスクール運営支援センター(ヘルプデスク)の活用状況、児童生徒のタブレットの活用状況について、学校の授業でのタブレットの使用状況や今後の機器の保守について、又、家庭学習のタブレット活用について、3件の質問がございました。以上、94件の質問がございました。質問内容や答弁の詳細につきましては、資料のほうでご確認をお願いいたします。

議決・議案につきましては、60ページをご覧ください。議案第56号「工事請負契約について(古蔵小学校屋内運動場及びプール改修工事)」につきましては、議会から議決結果の同意の報告がございました。以上で令和5年2月定例会の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

山城教育長 この件に関して、ご質問、ご意見等ございますか。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長 再開します。ほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。それでは報告4「那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について」は、終了してよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、報告4「那覇市議会(令和5年2月定例会)における議決議案及び代表・一般質問等答弁状況について」は、終了いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして令和5年度第1回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

案件の審議結果

議案第1号	第4次那覇市子どもの読書活動推進計画について	原案どおり可決
議案第2号	那覇市教育事務点検評価委員の委嘱について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて ※県費負担教職員の内申	承認
報告2	教育長が臨時代理したことについて ※那覇市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則	承認
報告3	教育長が臨時代理したことについて ※那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	承認